

年 月 日

様

椎葉村長

椎葉村移住支援給付金の交付決定通知書

椎葉村移住支援給付金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援給付金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：○○

振込先口座番号（下3桁）：○○○

振込先口座名義：○○ ○○

（備考）

- 1 椎葉村は、椎葉村移住支援給付金交付要綱に基づき、以下の場合には、移住支援給付金の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から1年未満に椎葉村以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から2年未満に椎葉村以外の市区町村に転出した場合：給付金の4/5の額
 - ・申請日から3年未満に椎葉村以外の市区町村に転出した場合：給付金の3/5の額
 - ・申請日から4年未満に椎葉村以外の市区町村に転出した場合：給付金の2/5の額
 - ・申請日から5年未満に椎葉村以外の市区町村に転出した場合：給付金の1/5の額
- 2 椎葉村は、椎葉村移住支援給付金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。